

○東北大学研究推進・支援機構学際研究重点拠点組織運営内規

平成29年6月20日
研究推進・支援機構長裁定

(趣旨)

第1条 この内規は、東北大学研究推進・支援機構規程（平成29年規第34号。以下「規程」という。）第10条第2項の規定に基づき、学際研究重点拠点（以下「拠点」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(拠点)

第2条 研究推進・支援機構に置く拠点は、次のとおりとする。

- 一 エネルギー価値学創生研究推進拠点
- 二 宇宙航空研究連携拠点
- 三 プラスチックスマート戦略のための超域学際研究拠点
- 四 Tohoku Quantum Alliance
- 五 感染症共生システムデザイン学際研究重点拠点
- 六 ソフトマテリアル研究拠点
- 七 ヘテロジニアス量子・材料融合技術創成拠点
- 八 Tohoku University Quantum Applications Research and Development

(責任者)

第3条 拠点到、責任者を置く。

(申請及び認定)

第4条 拠点の申請及び認定手続については、別に定める。

(活動報告)

第5条 第2条に掲げる拠点是、毎年度末に別記様式第1号により、学際研究重点拠点推進室長（以下「室長」という。）に活動状況を報告するものとする。

2 室長は、前項の報告を受けたときは、その内容を確認し、研究推進・支援機構運営委員会等で報告するものとする。

(設置期間)

第6条 拠点の設置期間は、5年以内とする。

(支援)

第7条 機構は、第2条に掲げる拠点の活動について、室長が必要と認める場合には、当該拠点の活動に関し必要な経費等の支援を行うものとする。

(雑則)

第8条 この内規に定めるもののほか、第2条に掲げる拠点の組織及び運営に関し必要な事項は、拠点の責任者が所属する部局が定める。

附 則

この内規は、平成29年6月20日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則（平成30年4月1日改正）

この内規は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年8月9日改正）

この内規は、平成30年8月9日から施行し、平成30年7月1日から適用する。

附 則 (平成31年4月1日改正)
この内規は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年10月1日改正)
この内規は、令和元年10月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月16日改正)
この内規は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年7月10日改正)
この内規は、令和2年7月10日から施行し、令和2年7月1日から適用する。

附 則 (令和2年8月6日改正)
この内規は、令和2年8月6日から施行し、令和2年8月1日から適用する。

附 則 (令和3年3月19日改正)
この内規は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年2月1日改正)
この内規は、令和4年2月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月23日改正)
この内規は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年11月29日改正)
この内規は、令和4年12月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月31日改正)
この内規は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年6月30日改正)
この内規は、令和5年7月1日から施行する。

別記様式第1号